

平成 26 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 6 月 24 日 (火) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長 金城 正春	代理 眞榮里 保	1 番 伊保 智栄美	2 番 宮里 良淳
3 番 上原 英正	4 番 大城 正幸	5 番 山城 学	6 番 具志堅 繁光
	8 番 大城 茂治		10 番 大城 仁輝
11 番 亀甲 康榮	12 番 金城 哲男	13 番 賀数 宏	14 番 伊敷 幸栄
15 番 金城 勲	16 番 仲西 栄二	17 番 玉城 盛雄	18 番 新垣 芳隆
19 番 大城 竹信	20 番 国吉 真昭	21 番 大保 新幸	

【欠席委員】

7 番 稲福 ツヤ子 9 番 上原 和雄

【職務のために出席した職員】

新垣 康德 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

1 番 伊保 智栄美 3 番 上原 英正

【議事日程】

日程 第 1 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 2 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 3 議案第 24 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程 第 4 議案第 25 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 6 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、7 番の稲福ツヤ子委員、9 番の上原和雄委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	みなさんこんにちは。そろそろ梅雨明けですね。去年は干ばつで農家の皆さんは苦労したと思いますが、今年の梅雨は例年より長く、雨量も多いようです。 去った 6 月 18 日、19 日の 2 日間、14 名の委員で八重山に視察旅行に行ってきました。19 日に第 3 回常任会議があったのですが、参加できませんでしたので、その件については後で状況確認して報告したいと思っております。 そして、農業新聞等でご存知の方もいるかと思いますが、農業委員会制度が抜本的に変わると言われております。委員の数が半数程度に減る。推薦制度がなくなる、あるいは市町村長の任命制になる。というような方向付けのようです。今後もこの規制改革に注目していきたいと思っております。 それでは、第 6 回農業委員会の議事を進めていきたいと思っております。本日の議事録署名委員を、1 番の伊保智栄美委員、3 番の上原英正委員お願いします。 次回調査委員は、13 番賀数宏委員、14 番伊敷幸栄委員、15 番金城勲委員です。よろしくお願いします。
会長	【議題の宣言】 本日の議題は、 日程 第 1 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 11 件 日程 第 2 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件 日程 第 3 議案第 24 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件 日程 第 4 議案第 25 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 12 件（13 筆） となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 11 件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんの質疑応答をお願いします。それでは事務局お願いします。

事務局	はい。それでは2ページをお開きください。農地法3条に係る許可申請です。それでは説明させていただきます。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） 1番は小波蔵の土地改良区の2筆と糸洲の土地改良区の1筆で5年間の賃借権の設定です。2番、3番は譲受人が同一に関連しております。2番は、伊敷の1筆と糸洲の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。3番は糸洲の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。4番、5番は譲受人が同一に関連しております。4番は座波の土地改良区の1筆で売買による所有権移転です。5番は賀数の土地改良区の1筆で5年間の賃借権の設定です。次3ページをお開きください。6番は伊原の土地改良区の4筆で売買による所有権移転です。7番は米須の土地改良区の1筆で売買による所有権移転です。今年の1月のあっせん申し出のものです。8番は豊原の4筆で10年間の使用貸借権の設定です。9番は小波蔵の1筆で売買による所有権移転です。10番は新垣の1筆で売買による所有権移転です。次4ページをお開きください。11番は山城の土地改良区の1筆で贈与による所有権移転です。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい11番についてですが、譲渡人が相続財産管理人となっていますが、どうしてですか。
事務局	はい。所有者がすでに亡くなっていて、さらに相続人が誰もいないので、相続財産管理人が家庭裁判所により選任されているとのことです。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 22 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 2 議案第 23 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい、それでは 6 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） 1 番は、真栄里の 1 筆で、第 2 種農地で用途は資材置場、売買による所有権移転です。2 番も真栄里の 1 筆で第 2 種農地、用途は資材置場で、売買による所有権移転です。3 番は小波蔵の 1 筆で第 2 種農地、用途は太陽光発電です。使用貸借権の設定になっています。4 番は真栄平の 1 筆で第 1 種農地です。こちらは農業用施設への転用で使用貸借権の設定になっています。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。では、議案第 23 号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	みなさん、こんにちは。本日の調査は、10 番大城仁輝委員、12 番金城哲男委員、私（11 番亀甲康榮委員）の 3 名が担当しました。 まず、1 番ですが 8 ページの航空写真をご覧ください。こちらは、登記地目は畑ですが、現況が原野の状況で周囲も墓地と原野が広がっており、一日の半分以上は日陰になるような場所でした。資材置場として問題ないという意見で一致しました。次 2 番は 10 ページをご覧ください。こちらは 1 番の隣の土地になります。こちらも現況が原野になっており、1 番と同様に資材置場として問題ないと判断しました。次 3 番、12 ページをご覧ください。こちらは市街化調整区域の白地区域になります。現況は、草が生い茂っている状態で、隣の畑との間に 50～60 センチほどの段差があります。太陽光発電の設置に関しては特に問題ないと判断しました。4 番は 14 ページをご覧ください。こちらは真栄平の第 1 種農地になります。今日、ご本人と会い、

	話を伺うことができました。施設の中には冷蔵庫を置き、出荷選別、梱包出荷が可能な農業用施設にするそうです。農業関連への施設への転用には何ら問題ないと判断しました。以上が私たち3名の見解です。ご審議の程よろしく申し上げます。
会長	はい、ご苦労様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	はい、4番についてですが、具体的にどのような農業用施設になりますか。
事務局	こちらは補助事業の中の構造改善事業を導入予定です。箱型の集出荷施設を建て、空冷予冷庫（冷蔵庫）、トラクター、フォークリフトといった機械等も置く予定となっています。
委員	真空予冷庫は入っていませんか。
事務局	真空予冷庫も事業計画には入っています。まだ担当の課と調整中とのことで、まだ計画書の段階でしかお答えできません。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	これは、建築確認も必要ですか。
事務局	はい。通常でしたら、都市計画法の建築確認は本人がやる場合であれば許可不要となるのですが、今回は法人ということで建築確認が必要だということで、転用と並行して進めています。また、農地転用の前に、農振法の農業用施設への用途の変更は本日付けで完了しています。

委員	こちらは、野菜生産組合となっていますが、組合員は何名いますか。
1 事務局	現在、登記上の組合員は7名となっています。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案23号について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第24号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは15ページをお開きください。議案第24号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件あります。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	はい。説明が終わりましので、ご意見、ご質問をよろしくをお願いします。
会長	ご意見、ご質問ありませんか。

委員	特になし。
会長	では、議案第 24 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に進みます。議案第 25 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 13 筆を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 19 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） 26-11 から説明致します。福地の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定で、野菜の規模拡大です。26-12 は真栄平の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の新規就農ということです。26-13 は、小波蔵の 2 筆で 10 年間の賃借権の設定です。花卉の新規就農です。次 20 ページをお開きください。26-14 は喜屋武の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定、野菜の規模拡大となっています。26-15、26-16 は、与座の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定です。転貸ということで、一旦は農業協同組合が借りて、武富在住の方に貸すということです。野菜の規模拡大となっています。26-17 は糸洲の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定で、野菜の新規就農です。次 21 ページをお開きください。26-18 は喜屋武の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。観葉植物の新規就農となっています。26-19 は新垣の土地改良区 1 筆で 10 年間の賃借権の設定です。野菜の新規就農です。26-20 は北波平の土地改良区の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定です。経営作物はハーブで、認定農家申請となっています。26-21 も北波平の土地改良区の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定です。経営作物はハーブ、アジアスパイスで、認定農家申請となっています。次 22 ページをお開きください。26-22 は新垣の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定です。経営作物は野菜で、補助事業申請となっております。以上です。

会長	はい。では、事務局からの説明をふまえて、委員の皆さんのご意見等よろしくをお願いします。
委員	26-20、26-21 についてですが、こちらの借り手は夫婦ですか。
事務局	はい、こちらは夫婦になります。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	はい。26-12 についてですが、借り手の年齢が 41 歳ですが、新規就農の給付金事業は 40 歳までではなかったですか。
事務局	新規就農の給付金事業の年齢制限は 45 歳です。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 25 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	はい。ありがとうございました。以上をもちまして本日の議案は終了いたしました。その他、事務局何かございますか。
事務局	新規就農に関する資料、耕作放棄地の沖縄県の現状に関する記事をコピーして配布していますのでご覧ください。 来月の総会は7月28日(月)となっております。よろしくお願いします。
会長	では、来月もよろしくお願いします。以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
	議事録署名人 1 番 伊保 智栄美 3 番 上原 英正